

令和4年6月13日

審査庁 殿

高松市情報公開・個人情報保護審査会

会長 阿部 晶子

行政文書非公開決定に関する審査請求について（答申）

令和4年4月19日付け高人第5003号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

本件審査請求を棄却すべきである。

2 公開請求の内容及び審査請求に至る経緯

審査請求人が、高松市情報公開条例（平成12年条例第39号。以下「条例」という。）に基づき高松市長（以下「実施機関」という。）に公開請求した行政文書（以下「対象文書」という。）の内容及び審査請求の経緯は、次のとおりである。

（1）公開請求に係る行政文書の内容

市役所本庁舎（職員数が最も多い事業場）に関し、令和3年4月1日から10月31日までに、労働安全衛生法に基づいて、産業医が行った作業場等の巡視の実施日、状況又は結果が分かる資料

（2）本件審査請求の経緯

令和 3年12月29日 : 審査請求人から行政文書公開請求書を受付

令和 4年 1月 7日 : 実施機関が行政文書非公開を決定

令和 4年 1月29日 : 審査請求人から審査請求書を受付

令和 4年 3月 2日 : 審査庁が審査請求人に対して弁明書を送付

3 審査請求の趣旨及び理由

(1) 趣旨

非公開決定処分取消し、文書の特定、新たに行政文書を開示する決定、文書の探索、原因究明及び実態調査を求める。

また、仮に義務付けられている巡視が実施されていない場合は、巡視の実施など早期の是正及び答申の公表をすべきである。

(2) 理由

高松市役所本庁舎は、労働安全衛生法の産業医巡視の対象となる事業場であり、同法令により、少なくとも二月に一回の実施が義務付けられている。したがって、令和3年4月1日から10月31日までの期間に高松市では巡視が行われているはずである。また実施された場合、作業場の巡視の記録などの行政文書が作成されているはずである。

以上により、「市役所本庁舎以外で実施しており、市役所本庁舎では実施していないことから、上記文書は作成又は取得しておらず」として実施機関が不存在とした理由は不合理なものである。

4 実施機関が非公開とした理由

本市が、非公開と決定した理由は、本件決定通知書に記載したとおり、「令和3年4月1日から10月31日までの間は、市役所本庁舎（職員数が最も多い事業場）以外で実施しており、市役所本庁舎では実施していないことから、上記文書は作成又は取得しておらず、行政文書不在のため」というものである。

この理由について、本来、労働安全衛生法第13条の規定は、地方公務員法において適用除外とされていないため、常時50人以上の労働者を使用する高松市役所本庁舎では、産業医に作業場等を巡視させるなど、労働者の健康管理等を行わせなければならず、産業医は労働安全衛生規則第15条の規定により、少なくとも毎月一回作業場等を巡視しなければならない。また、同法は場所的観念によって決定される事業場を単位とし、規模等に応じて安全衛生管理体制等の規定を適用することとしている。

ただし、このような規定は、必ずしも地方公共団体の組織機構、事務分掌、

権限分担等と整合性のとれたものとはなっていない面もあることから、本市においては、安全衛生管理体制の運営の実効性を高めることを目的として、労働安全衛生法で定められた体制のほか、独自の整備を行っている。例えば、市役所本庁舎に設置している安全衛生委員会は、中央安全衛生委員会としての役割も担うこととしており、各事業場単位に設置される安全衛生体制の有機的な連携を図るとともに、市役所本庁舎以外の事業場に係る調査審議も行っている。

このようなことから、市役所本庁舎の産業医は市役所本庁舎以外の事業場の巡視も行っているため、公開請求のあった令和3年4月1日から令和3年10月31日までの間は、市役所本庁舎以外の事業場を巡視していたものである。

ただし、審査請求人が行政不服審査法第32条の規定に基づき提出された証拠書類にある他の自治体の事例のとおり、市役所本庁舎以外の事業場の巡視を行ったとしても、市役所本庁舎の巡視は労働安全衛生法令の規定に基づき適正になされるべきであるが、令和3年4月1日から10月31日までの間は、市役所本庁舎以外で実施しており、市役所本庁舎では実施していない。このような状況は、本市職員の健康管理に影響を及ぼし、ひいては行政サービスの低下をもって市民に影響を及ぼすおそれがあることから、早期に是正を図るべきと考える。

以上により、本件公開請求にかかる「市役所本庁舎（職員数が最も多い事業場）に関し、令和3年4月1日から10月31日までに、労働安全衛生法に基づいて、産業医が行った作業場等の巡視の実施日、状況又は結果が分かる資料」については、「令和3年4月1日から10月31日までの間は、市役所本庁舎（職員数が最も多い事業場）以外で実施しており、市役所本庁舎では実施していないことから、上記文書は作成又は取得しておらず、行政文書不在のため」非公開としたものである。

なお、産業医の巡視は新型コロナウイルス感染症及び熱中症対策としても有用であるという審査請求人の主張は、本市も同様に考えており、令和2年度には、特に新型コロナウイルス感染症対策を主眼として市役所本庁舎の巡視を実施しているほか、熱中症対策については、安全衛生を担っている人事

課から目が届き、かつ、空調設備が整備されている執務室で事務作業を行っている市役所本庁舎に比べ、よりリスクの高い市役所本庁舎以外の事業場に気を配っており、例年、調理場等の巡視を行っているものである。

5 当審査会の判断

当審査会は、審査請求人が主張する審査請求の理由及び実施機関が弁明する非公開の理由を、条例に照らして審査した結果、次のとおり判断する。

(1) 対象行政文書の不存在を理由とする非公開決定について

本審査会において、高松市役所本庁舎に関し、産業医が行った巡視の実施について、実施機関に対し、当該事務に関する記録の調査及び事情聴取を行った結果、次の事実が判明した。

ア 令和3年4月1日から10月31日までの間において、産業医が高松市役所本庁舎の巡視を行ったことを裏付ける事実は、確認できなかった。

イ 市役所本庁舎においては、上記期間を含め複数年にわたる期間、労働安全衛生法上、必要な頻度を下回る、年1回程度の産業医の巡視が常態化していた。

本審査会の調査等の結果得られた上記ア及びイの状況を踏まえると、令和3年4月1日から10月31日までの間において、産業医が高松市役所本庁舎の巡視を行わなかったとする実施機関の主張について、矛盾は認められない。

また、審査請求人は、労働安全衛生法により、少なくとも二月に一回の産業医の実施が義務付けられていることを理由に、実施機関が対象行政文書を不存在とした理由を不合理であると主張するが、法令上の義務付けがなされていることのみをもって、それに違反する状況が生じていた事実を否定できないことは言うまでもない。

以上のことから、令和3年4月1日から10月31日までの間において、産業医は高松市役所本庁舎の巡視を行っておらず、実施機関において対象行政文書は作成又は取得されていないものと思料する。

上記のとおり、対象行政文書は作成又は取得されていないものであり、このことは条例第11条第2項に規定する「公開請求に係る行政文書を保

有していないとき」に該当する。

(2) 結論

対象行政文書が作成又は取得されていない以上、条例第11条第2項の規定に基づき、非公開とした実施機関の決定は、適法かつ妥当であると言わざるを得ない。

6 付言

本件決定に関する審査の過程で、労働安全衛生法で規定する産業医の巡視が、同法で定められた基準の頻度で実施されていないことが確認された。当該事務が適正に実施されていないことについて、実施機関が予定している本年9月末までの是正を確実に行われたい旨を、本答申の付言とする。

7 審査処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 4 年 4 月 1 9 日	諮 問 書 受 理
令和 4 年 5 月 3 0 日	実施機関の非公開の理由の聴取及び争点の審査
令和 4 年 6 月 1 3 日	答 申